

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月23日

鳥取県議会議長 小 谷 茂

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(公文書開示請求書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第7条第1項第3号の議長の定める事項は、<u>開示の方法</u>とする。</p> <p>3 公文書開示請求書は、<u>鳥取県総務部県民課</u>、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局を経由して提出することができる。</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">公文書開示請求書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p>鳥取県議会情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)</p> <p>請求者 氏 名</p> <p>(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>連絡先 自宅</p> <p>(電話番号) 勤務先</p>	<p>(公文書開示請求書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第7条第1項第3号の議長の定める事項は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>開示請求者の資格</u></p> <p>(2) <u>開示の方法</u></p> <p>3 公文書開示請求書は、<u>鳥取県総務部県民室</u>、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局を経由して提出することができる。</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">公文書開示請求書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p>鳥取県議会情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)</p> <p>請求者 氏 名</p> <p>(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>連絡先 自宅</p> <p>(電話番号) 勤務先</p> <p>請求者の資格</p> <p>県の区域内に住所を有する者</p> <p>県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>(勤務先名 所在地)</p> <p>県の区域内に所在する学校に在学する者</p> <p>(学校名 所在地)</p>

公文書の件名 又は内容			県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (事務所又は事業所の名称所在地)
略		公文書の件名 又は内容	
注 略		略	
注 略		注 略	

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。